2　通知カードの管理等

⑴　住所地市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る通知カードの作成及び発送等の状況について管理を行うこと。

⑵　住所地市町村長は、⑴の事務を機構に行わせる場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、機構と必要な通信を行うことができること。

第３　個人番号カードのセキュリティ対策等

１　個人番号カードの仕様

個人番号カードは、２のセキュリティ対策を実施することが可能な、中央演算処理装置付きの半導体集積回路を組み込んだカードを用いること。

２　個人番号カードのセキュリティ対策

⑴　暗証番号の設定

ア　暗証番号（個人番号カード等省令第33条第１項に規定する暗証番号をいう。イからエまで、⑷、第４の１の⑵のカ及びキ、第４の２の⑵並びに第５の２の⑴において同じ。）を設定してはじめて、個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションが利用可能な状態になること。

イ　暗証番号は、個人番号カードに設定し、個人番号カードの外部から読み取ることができないようにすること。

ウ　暗証番号の照合は、個人番号カードの内部で行うこと。

エ　暗証番号の照合ができない場合が続いたときは、暗証番号の照合が実施できず、当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になること。

⑵　発行前の不正使用を防止するための情報の設定

発行前の個人番号カードに対し、不正使用を防止するための情報を設定すること。

⑶　相互認証を行うための情報の設定

交付後の個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム相互間の認証を行うための情報を個人番号カードに設定し、個人番号カードの外部から個人番号カードの内部に記録された情報を読み取ることができないようにすること。

⑷　アクセス権限の制御

個人番号カードに記録された情報を保護するために、アクセス権限（個人番号カードに記録された各情報ごとに、認証、暗証番号照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。以下同じ。）の制御を行うこと。

⑸　情報の読取り又は解析ができない仕組みの保持

半導体集積回路に物理的又は電気的な攻撃を加えて、個人番号カードに記録された情報を取得しようとする行為に対し、情報の読取り又は解析を防止する仕組みを保持すること。

⑹　アプリケーションごとの独立性を確保するための仕組みの保持

基本利用領域、券面事項確認利用領域、券面事項入力補助利用領域、公的個人認証サービス利用領域とそれぞれの条例等利用領域は、個人番号カードの内部でそれぞれ独立し、住民基本台帳ネットワークシステム、券面事項確認アプリケーションに係るシステム、券面事項入力補助アプリケーションに係るシステム、公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステム又はそれぞれの条例等利用アプリケーションに係るシステムが、それぞれのアプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域以外の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない仕組みを保持すること。ただし、住民基本台帳ネットワークシステムが券面事項確認利用領域及び券面事項入力補助利用領域に情報を記録し及び読み取る場合、住民基本台帳ネットワークシステムが公的個人認証サービス利用領域に記録された情報を読み取る場合、公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステム及びそれぞれの条例等利用アプリケーションに係るシステムが基本利用領域に記録された情報を読み取る場合、住民基本台帳ネットワークシステムが公的個人認証サービス利用領域に暗証番号を記録する場合並びに公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが基本利用領域及び券面事項入力補助領域に暗証番号を記録する場合にあっては、この限りでない。

⑺　券面の偽造等の防止

ア　個人番号カードの券面の偽造等を困難にするとともに、偽造等されたものでないこと等を、個人番号カードの提示を受けた者が確認できるようにするため、個人番号カードの券面に氏名、通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第１項に規定する通称をいう。以下ア及び第４の１の⑵のエにおいて同じ。）、住所、生年月日、性別、個人番号及び有効期間が満了する日並びにウの㈠の照合番号の一部として利用するための四桁の数字をレーザー光を利用して刻印するほか、券面事項確認情報（券面に記載した氏名、通称、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期間が満了する日及びウの㈠の照合番号の一部として利用するための四桁の数字並びに券面に印刷した写真に関する情報をいう。以下同じ。）を券面事項確認利用領域に記録するとともに、個人番号カードの券面に地紋を印刷する等の措置を講ずること。

イ　券面事項確認情報には、正規の権限を有する者が記録したものであることを確認できる措置を施すこと。

ウ　券面事項確認利用領域に次に掲げる数値を照合番号として記録し、当該照合番号によりその一致が確認できない場合には、券面事項確認情報の全部又は一部の読取り又は解析ができない仕組みを保持すること。

㈠　個人番号利用事務等実施者が個人番号カードの券面を確認する場合にあっては、券面に記載した個人番号から構成される数値

㈡　個人番号利用事務等実施者以外の者が個人番号カードの券面を確認する場合にあっては、券面に記載した生年月日、有効期間が満了する日及び照合番号の一部として利用するための四桁の数字から構成される数値

エ　アにより券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に記録した個人番号カードについては、券面に記載した個人番号に関する情報について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第18004を用いて格納した図形をカード券面に施すこと。当該図形の大きさは、縦8.89㎜横8.89㎜とすること。

３　国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第15408の認証

個人番号カードは、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第15408の認証を受けたカードを用いること。

第４　個人番号カードの管理及び運用

１　個人番号カードの交付等

⑴　発行前の個人番号カードの管理

ア　住所地市町村長は、発行前の個人番号カードに対し、不正使用を防止するための情報を設定すること。

イ　発行前の個人番号カードは、保管庫等に保管すること、持出し及び返却の確認をすること等により、適切な管理を行うこと。

⑵　個人番号カードの交付

ア　住所地市町村長は、交付申請書の提出があった場合には、イ及びウの場合を除き、交付申請者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者であること及び既に個人番号カードの交付を受けたことがある交付申請者にあっては、個人番号カードの運用状況（個人番号カードの基本利用領域が運用中、一時停止若しくは廃止の状況にあること又は個人番号カードが回収されていることをいう。以下同じ。）が廃止の状況にあること又は回収されていることを確認すること。

イ　住所地市町村長は、個人番号カード等省令第28第１項に規定する再交付申請書の提出があった場合には、個人番号カードの再交付を受けようとする者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者であることを確認するとともに、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該個人番号カードを返納させること。

ウ　住所地市町村長は、個人番号カード等省令第29条第１項の規定により現に交付を受けている個人番号カードの有効期間内において個人番号カードの交付の申請があった場合には、交付申請者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者であることを確認するとともに、現に交付を受けている個人番号カードを提示させること。